

内閣総理大臣指示

(今月中の経済対策の策定について)

平成 24 年 11 月 16 日閣議

経済情勢は厳しさを増しており、先行きの景気悪化懸念に全力で対処していくことが必要である。

このため、先日指示したとおり、経済財政政策担当大臣を中心に検討のうえ、経済対策を今月中に決定し、切れ目のない政策対応を講じていく。財政措置を伴うものについては、財務大臣とも十分に内容を協議されたい。

経済対策の第一弾は、既に 10 月 26 日に予備費等の使用を決定して、実行に移しているところである。

今般、特例公債法案の成立の見通しが立ったことを受け、経済対策の第二弾として、経済危機対応・地域活性化予備費や復興予備費を積極的に活用して、緊要性が高く前倒しが必要な施策について速やかに実施に移す。

さらに、第三弾として実施していく施策についても、補正予算を視野に入れ、関係各府省庁は知恵を出し、パッケージとしての経済対策の取りまとめにあたられたい。

また、規制・制度改革や、円高対応緊急ファシリティの更なる有効利用をはじめとする民間の融資・出資の促進策など、財政措置によらない経済活性化策もこの対策に盛り込む。

こうしたパッケージとしての経済対策の決定は、予備費の使用決定とあわせ、11 月 30 日に行う。

関係閣僚においては、デフレ脱却・経済活性化の観点から速効性があり、需要喚起につながる経済対策の策定に向け、全力で知恵を絞るようお願いする。